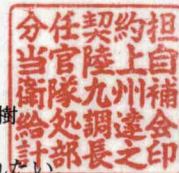


公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊九州補給処
調達会計部長 園田 直樹



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

| | | | | | | | |
|----------------------|----|------------------|-----------|--------------|-----|-----------|-----|
| 契約実施計画番号 | | 調 達 要 求 番 号 | | 物 品 番 号 | | 仕 様 書 番 号 | |
| 5SNE1SK00600 | | 5SPA1C20032 0001 | | | | | |
| 品名 または 件名 | | | | | | | |
| 事業系一般廃棄物収集（木くず） ほか2件 | | | | | | | |
| 部品番号 または 規格 | | | | | | | |
| 仕様書のとおり | | | | | | | |
| 使用 器 材 名 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 予定数量 | 単位 | 銘 柄 | 使 用 期 限 等 | グ ル ー プ | 指 定 | 検 査 | 包 装 |
| 1.00 | MN | | | | | | |
| 納地または工事場所 | | | | 引 渡 場 所 | | | |
| 九州補給処 | | | | 目達原駐屯地 | | | |
| 搬入場所 | | | | 納 期 または 工 期 | | | |
| | | | | 令和8年3月31日（火） | | | |

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊目達原駐屯地 九州補給処 調達会計部契約課

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。
入札日時場所：令和8年2月26日（木）14時30分 九州補給処総務部管理課糧食班幹部食堂

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：単価 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札参加資格者

- ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結の為に必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ウ 「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」は令和7・8・9年度を保有し、競争参加可能地域が九州・沖縄の参加資格を有するものであること。
- エ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- オ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- カ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は、製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- キ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する旨指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

(2) 入札の方法

- ア 同価の場合は抽選により決定する。予定価格に達しなかった場合は、再度入札を実施する。また、郵便による入札参加者が含まれる場合においては令和8年2月27日（金）14時30分に再度入札を実施する。
- イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された当該金額の10%（軽減税率対象品目については8%）に相当する額を加算した総額をもって落札金額とするので、各入札者は消費税課税、免税事業者を問わず見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 違約金

- ア 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格（予定数量×単価の総額）の100分の5以上を違約金として徴収する。
- イ 契約者がその契約上の義務を履行しない場合は、解除を申し出た日以降の「（予定数量－納入数量）×単価」の総額（税込み）の100分の10以上を違約金として徴収する。

(4) 入札の無効

- ア 入札参加資格の無い者又は参加制限されている者が行った入札
- イ 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札
- ウ 入札執行時刻に遅延した入札
- エ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 契約書等作成の要否

- ア 契約金額が100万円以上は請書、250万円を超える場合は契約書を作成する。
- イ 適用する契約条項
 - 「役務請負契約条項」
 - 「単価契約に関する契約条項」
 - 「談合等の不正行為に関する特約条項及び暴力団排除に関する特約条項」

(6) その他

- ア 公共事業からの暴力団排除を推進するための措置として、九州補給処ホームページ「入札等参加者心得」第9章を確認し、入札書余白に「当社は入札及び契約心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」と記載すること。
- イ 入札関係委任を受けた者は、入札前にあらかじめ委任状を提出すること。
- ウ 郵便による入札の場合は、入札期日の前日令和8年2月25日（水）17時00分までに必着するように送付すること。その際、送付する封筒の表に「入札件名、〇月〇日〇〇〇〇の入札書在中」と明記するとともに、事前に調達会計部契約課担当まで電話連絡すること。
- エ その他入札及び契約心得を厳守すること。
掲示場所：陸上自衛隊九州補給処調達会計部契約課事務室及び陸上自衛隊九州補給処ホームページ
- オ 「資格審査結果通知書」の写しを入札開始前までに提出すること。
- カ 第7項第1号カの「資本関係又は人的関係のある者」については、入札等参加者心得を参照
- キ 入札室へのパソコン・タブレット・スマートフォン（画面サイズ7.0インチ以上）の持込は禁止
- ク 最低価格の入札金額が契約担当官等が定める調査基準額に該当する場合は、入札価格の内訳書等といった積算資料等を提出していただくよう依頼する可能性があります。
- ケ 積算資料等の提出に応じていただけない場合又は不十分な場合は、その旨説明を求める可能性があります。
- コ 積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合は、「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」として落札者としなない可能性があります。





(7) 公告掲示場所

- ア 目達原駐屯地調達会計部
- イ 陸上自衛隊九州補給処ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdw/wae/info/nyusatu/dep/index.htm>

(8) 問い合わせ先

- ア 住所等
 - 〒842-0032
 - 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7-1
 - TEL 0952-52-2161 FAX 0952-52-3748
- イ 入札に関すること
九州補給処調達会計部契約課第2契約班 担当 御手洗 (内線2319)

仕様書件名：
事業系一般廃棄物収集運搬処分(木くず)

| | | | | |
|---|---|--|-----------|---|
| 件名 | 事業系一般廃棄物収集 運搬処分(木くず) | | 図面番号 | 1/2 |
| 図名 | 表紙 | | 縮尺 | _____ |
| 総務部長 | 管理課長 | 営繕班長 | | 担当 |
|  |  |  | |  |
| 九州補給処 総務部 管理課 | | | R8. 2. 12 | |

仕様書

- 1 件名
事業系一般産業廃棄物収集運搬処分（木くず）
- 2 場所
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7番1 陸上自衛隊目達原駐屯地
- 3 概要
駐屯地の野外集積場に集積している事業系一般廃棄物（伐採木）の収集運搬処分
- 4 予定数量
 - (1) 収集期間：約1ヶ月
 - (2) 運搬回数：約50回（台）
 - (3) 処分量：約300,000kg
- 5 一般事項
 - (1) 本役務は、本仕様書及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し、実施するものとする。
 - (2) 本役務にあたり、駐屯地施設等を汚損・破損した場合は、請負者の責任を持って原形に復旧する。
 - (3) その他疑義等が生じた場合は、その都度協議する。
- 6 特記事項
 - (1) 一般廃棄物収集運搬業許可証及び一般廃棄物処分業許可証の写しを監督官に提出する。
 - (2) 廃棄物の収集運搬車両については、10t車とする。
 - (3) 廃棄物の収集運搬車両への積み込みは、クロー付きバックホー等の重機により、廃棄物の収集を行うものとする。
 - (4) 収集作業に必要な重機等をレンタルする場合は、当該レンタル経費及び重機の搬入搬出費を含めるものとする。
 - (5) 処分する木くずについては、別途契約の樹木伐採役務により並行して伐採作業を行うため、監督官を通じ、樹木伐採業者と搬出時期等について調整するものとする。
 - (6) 排出された廃棄物の重量を記入した計量伝票を、契約履行期間内に監督官に提出する。

| | | | |
|---------------|---------------------------|---------|-------|
| 件名 | 事業系一般産業廃棄物収集 運搬処分（木くず） | 図面番号 | 2 / 2 |
| 図名 | 仕様書 | 縮尺 | - |
| 九州補給処 総務部 管理課 | | R8.2.12 | |